

議案第79号

鯖江市水道事業給水条例および鯖江市下水道条例の一部改正について

鯖江市水道事業給水条例および鯖江市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年11月26日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

災害時等における給水装置工事の施工者および指定工事店の取扱いを変更したいので、この案を提出する。

鯖江市条例第　　号

鯖江市水道事業給水条例および鯖江市下水道条例の一部を改正する条例

(鯖江市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 鯖江市水道事業給水条例（昭和35年鯖江市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）または他の市町村長が法16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

(鯖江市下水道条例の一部改正)

第2条 鯖江市下水道条例（昭和54年鯖江市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定する者に当該工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。